

川島町農業委員会 1月定例会 会議録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月) 午後1時28分～午後2時26分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 8番 横川 公久

農業委員

1番 横田 正雄 2番 小高 春雄(欠席)

3番 宇津木 忠明 5番 染谷 和廣

6番 稲毛 茂作 7番 遠山 いづみ

9番 木村 悟 10番 山崎 清

農地利用最適化推進委員

中山地区 関口 孝美

伊草地区 中村 正宏

三保谷地区 鈴木 健 松本 二三男

出丸地区 岡田 茂雄

八ツ保地区 福島 和利 木村 淳一

小見野地区 杉山 進 永瀬 芳和

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 江間 裕一  
事務局次長 兼松 勉（欠席）  
事務局員 丸山 敬之  
書記

## 7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長が指名した。 (6番 稲毛委員、9番 木村委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 令和8年1月16日に川島町賀詞交歓会が開催され、農業委員会会長として参加した。150名程の方が参加され、新年の顔合わせが行われた。
議長	日程第4「報告」 報告第1「専決事項報告の件」について、事務局から朗読説明を求めます。
事務局	「専決事項報告の件」について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を受け付けます。

(質疑なし)

議長 報告第2「県許可等の状況」について、事務局から朗読説明を求めます。

事務局 「県許可等の状況」について説明を行った。

議長 ただいまの報告について、質疑を受け付けます。  
(質疑なし、次の日程に移る)

議長 日程第5「議案」  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局 議案第1号 番号1から番号5について説明を行った。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

横川委員 番号1について補足説明を行った。

山崎委員 番号2、番号3について補足説明を行った。

染谷委員 番号4について補足説明を行った。

横田委員 番号5について補足説明を行った。

議長 担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員 番号4についてですが、地目が田となっています。家庭菜園規模の野菜を作付けるとのことですが、現況は畑となっているのか。また賃借権の設定ということで、兄弟間ではありますが、どのくらい

の賃料、小作料なのか伺います。

番号5についても地目が田です。野菜の作付けということになると、現況は畑なのか。また譲受人は、耕作面積に対し貸付面積が46aと、貸付の方が多いようだが、この農地を譲り受けて、継続した耕作ができるのか伺います。

事務局

番号4・5ともに地目が田となっておりますが、現況を確認したところ、畑の状態となっていました。番号4の賃料については、親族のため無償とのことでした。

また、番号5の方の貸付面積が多く、耕作ができるのかとのことですが、譲受人と息子さんとで耕作していき、地域の農業者とも協力しあい地域農業の発展に努めていきたい、とのことでした。計画書にも記載されていますので問題ないと考えております。

質疑終結

議長

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。

事務局

議案第2号 番号1から番号4について説明を行った。

議長

番号1については、10月に審査した案件の建築面積の変更であるため、担当委員の補足説明を省略します。

番号2以降の案件について、担当委員の補足説明を求めます。

山崎委員

番号2、番号3について補足説明を行った。

横田委員

番号4について補足説明を行った。

議長

担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受け付けます。

山崎委員

番号1についてです。権利設定の欄が空欄ですが、一時転用で賃借権の設定なのか、無償の使用賃借権の設定のどちらなのか伺います。

番号4についてです。住宅敷地の転用の案件とのことで担当委員から説明がありましたが、兄弟が市街化調整区域に住んでいるということか。都市計画法第34条12号区域なので、当町か隣接の市町に6親等以内の親族が10年から20年以上住んでいることが条件となっていたはずですが、その点確認のため伺います。

事務局長

番号1についてですが賃借権です。先月の定例会でこの案件の進捗状況を知りたいとの質問がございました。合わせて説明させていただきます。今回、面積を変えてもう一度審査をお願いすることになった経緯ですが、10月に「許可相当」をいただきましたが、県に進達したところ、県の審査が色々と厳しく、例えばパネルの強度、構造、事業内容に耐えられるのか、そういった細かい書類を提出しなさいとの指示がございました。そのためには詳細設計をしなければなりません、民間企業の事業進捗の都合上、農地転用許可が下りてから細かい設計をする予定でありました。設計のための費用が掛かりますので、そのように考えておりましたが、詳細を出さないと許可が出せません、とのことから、細かな設計をし、改めて再度確認をしながら進めたところ、柱の断面積が変わったため転用面積も変更となりました。また、断面積を四角形でみていましたが、柱の構造自体はH型であり、転用面積はその部分だけでよい、ということになりました。内容が変わりましたので改めての審査、再度農業委員会にかけてください、との指示がございましたので、本日に至りました。

もう一点、高市内閣になったことでメガソーラー等の規制強化、約20項目の内容が出されたが、それについての影響はどうかとの質問がございました。メガソーラーに対する対策パッケージというものがあるのですが、「不適切事案をなくす、法的規制を強化する、自然環境を保護。」といった項目があり、山林を切り開く、山を

切り崩しての設置、そういったことを防ぐことが目的のようです。あとは、文化財保護、無秩序な開発が減るように、との記載もあり、新たな規制を加えるというよりは、今までやっていたチェックをしっかりと行う、といった内容です。

メガソーラーは、発電量が1メガW、1,000キロWと同じですが、これを超えるものをメガソーラーと呼んでいるようです。今回の番号1の案件については、100キロWほどなのでメガソーラーの約10分の1程度、規模だけで考えればすぐに関わってくることはありませんが、太陽光発電事業に関してはしっかりと内容を見て、きちんとした業者だけにやらせる、という方向、姿勢のようでございます。

この中で影響を及ぼしそうな点ですが、事業用の太陽光発電、10キロW以上になると事業用としての扱いになります。ちなみに家庭の屋根に設置されているものは概ね3～5キロW程度ですが、個人でも大きめのものを設置していると、事業扱いとなり書類等も変わってきます。2027年以降、10キロWを超えるものへの補助金を取りやめる方針が出ております。そのため、売電単価に影響が出てくるので、事業として採算計画等には多少なりの影響は及ぼすかもしれません。今現在確定ではないので、すぐに事業を取りやめるということにはならないかと思えます。ですので、国が規制方針を示したことによって、今回の川島での計画にすぐに大きな影響を及ぼすことはない、という見解です。一方で、メガソーラーは規制強化ですが、営農型太陽光発電事業は推進するという方針も出ております。営農型太陽光発電事業も、パネルの下での営農が不適切な案件が多いという話もありますので、しっかりみていく、という点が強化されると思えます。そういったことも受けて、県の審査が中々進まず今になってしまい、許可がまだ出ない。厳しく審査されている表れかなというところではあります。

事業の進捗ですが、間違いなく進んでおりまして、今回「許可相当」をいただければ、県の許可の見込みも立っていますので、それが終われば現地の工事が始まる、といった状況でございます。

山崎委員

議案の文言について、建築面積ではなくて、構築物の面積が正しいと思います。パネルを支える支柱の面積なので。この賃借権の設定ですが、賃料はいくらくらいですか。また、一時転用の更新は何年ですか。水稻を続けるということですが、設置されるパネルの高さはどのくらいですか。

事務局長

賃料についてですが、面積に応じてとなると非常に少額となってしまいます。この場所は農地中間管理事業を活用しており、賃料6,000円となっています。そのため、土地改良区の賦課金との差額を今回の事業者が負担する。具体的には約2,000円、合計しますと約8,000となります。賃料としては大きな額ではありませんが、面積あたりで計算すると、数十円になってしまいますので、そのような賃料となる予定です。一時転用については3年で更新をかけてまいります。パネルの高さは3mとのことですので、トラクター、コンバインも十分下を通れますし、ドローンも使用できるということです。

事務局

議案第2号の番号4についての回答でございます。居住の要件ですが、6親等以内の親族で20年間です。町外の市街化調整区域にお住まいです、

質疑終結

議長

日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局

比企農業委員会 農地利用最適化推進委員の集いについて、鳩山町文化会館で比企郡全体の委員の集いを実施する旨を報告。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受け付けます。  
(質疑なし)

議長

以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しま

した。農地利用最適化推進委員の皆さまお疲れ様でした。

(農地利用最適化推進委員 退出)

議長

再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。

木村委員

議案第1号の質疑の中で、地目は田だが、現況が畑というところがあったが、見ればある程度はわかるが、法律の定義はどうなっていますか。例えば田んぼで、野菜を植えている方が居たら、これは畑なのか、田んぼなのか。固定資産税上では差が無く同じだが、登記簿上では違っている。

事務局

定義について調べて、後日報告致します。

質疑終結

議長

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

番号2について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

番号3について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

番号4について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号5について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から番号5については、「許可」とすることに決定しました。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号2について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号3について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 番号4について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1から番号4については、「許可相当」とすることに決定しました。

議長 会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和8年1月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川洋光

6番 稲毛委員

稲毛 茂作

9番 木村委員

木村 亨